

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に關係のある争訟の処理		
目 標	<b>基本目標</b> 国の債権(租税債権を含む。)又は債務に関する争訟を適正に処理する。	指 標	認容額率(国の債権の判決による認容額／請求額)
	<b>達成目標</b> 国が有する債権を適正に確保する。		
基本的考え方	国の債権に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を通して国の債権を確保することを目標とするものであり、その活動内容は、目標達成のため、関係行政庁等と協力して事実関係の的確な把握に努めるとともに、判例・学説等についても調査・研究を行い、国の主張について裁判所の理解が得られるよう適切な主張・立証に努めることである。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	訟務組織が処理を担当する国又は国の行政庁等を当事者とする訴訟は、各行政庁における各種の政策実施の結果、国民との間で生じた紛争を最終的に司法判断により解決する場合の手続であり、その結果は、国側としてどれだけ主張・立証を尽くしたかによるところもあるが、当該各行政庁の政策の在り方や紛争の内容に左右されるところが大きい。また、これらの訴訟は、最終的には、裁判官が抽象的判断基準たる実体法規に認定した紛争の具体的な事実を当てはめ、判決という具体的な結論を出す仕組みである。したがって、個々の事案の性質や、裁判官の判断の仕方といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、国の債権を確保しようとする事案においては、関係行政庁との打合せや調査等を踏まえ国が裁判所に理解され、国の債権が満額確保されるよう十分な主張・立証に努めているが、権利関係がふくそうしていたり、事実関係を明らかにする証拠が乏しい場合など、事案として複雑困難であれば、訴訟手続による国の債権の確保が難しくなる場合もあり得る。また、裁判所が、行政庁の認識と異なる事実認定をしたり国側とは異なる法解釈を採用する可能性があり、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともあることから、国の債権の確保が難しくなる場合もある。事実関係や事案の性質は変えることができないものであり、また、裁判所の判断は裁判所の専権であり、訟務組織では統制できないものである。		
測定方法等	1. 測定時期: 平成15年3月31日 ----- 2. 測定方法等 個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。そこで、認容額率(国の債権の判決による認容額／請求額)を算出することとした。訟務組織が処理した訴訟で平		

	成14年度中に言渡しのあった2,062の判決のうち、国の債権に関する訴訟(国が債権者として債務者である国民等に対し、金銭の支払を求めた事件)で確定した108の判決について認容額率を求めた。
評価の内容	<p><b>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</b></p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。</p> <hr/> <p><b>2. 評価結果</b></p> <p>平成14年度においては、認容額率が91.7%であり、前年度に比べると7.7ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国の債権は、判決によりおおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に關係のある争訟の処理		
目標	<b>基本目標</b> 国の債権(租税債権を含む。)又は債務に關係する争訟を適正に処理する。	<b>指標</b>	認容率(国民共通の財産を回復(確保)した判決の数／国民共通の財産に係る訴訟の数)
基本的考え方	<b>達成目標</b> 国民の共通財産を適正に回復(確保)する。		

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により国民共通の財産をどの程度回復(確保)できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、訴訟手続により国民共通の財産を回復(確保)しようとする事案において、関係行政庁との打合せや調査等を踏まえ国の主張が裁判所に理解され、国民共通の財産が全て回復(確保)されるよう十分な主張・立証に努めているが、権利関係がふくそうしていたり、事実関係を明らかにする証拠が乏しい場合など、事案として複雑困難であれば、訴訟手続による国民共通の財産の回復(確保)が難しくなる場合もあり得る。なお、これらの訴訟が各行政庁の政策の在り方等に左右される場合があること及び裁判の性質上限界があることについては71ページに記載したとおりである。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期: 平成15年3月31日</p> <p>-----</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。そこで、認容率(国民共通の財産を回復(確保)した判決の数／国民共通の財産に係る訴訟の数)を算出することとした。訟務組織が処理した国民共通の財産に係る訴訟のうち、平成14年度中に言渡しがあった190の判決について認容率を求めた。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。</p> <p>-----</p> <p>2. 評価結果</p> <p>平成14年度においては、認容率が91.6%であり、前年度と比べると2.2ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国民の共通財産は、判決によりおおむね回復(確保)されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門
--------	----------

施策等の名称	国の利害に関する争訟の処理		
目 標	<p><b>基本目標</b></p> <p>国の債権(租税債権を含む。)又は債務に関する争訟を適正に処理する。</p> <p><b>達成目標</b></p> <p>国の債務を適正額に縮減する。</p>	指 標	縮減率(1 - (国の債務の判決による認容額／国の債務に関する判決に係る訴えの請求額))
基本的考え方	<p>国の債務に関する争訟についての証務組織の活動は、同争訟の適正な処理を通して国の債務を適正額に縮減することを目標とするものである。活動内容は、71ページに記載したとおりである。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により国の債務をどの程度縮減できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、国の債務を縮減しようとする事案は、既に発生した事実関係に基づき国に対し債務の負担を求めるものであるから、事実関係として存在する事柄が、例えば過失として認められる可能性のあるものであったり、あるいは、事実関係を明らかにする証拠が乏しい場合など、事案として複雑困難であれば、訴訟手続による国の債務の縮減が難しくなる場合もあり得る。なお、これらの訴訟が各行政庁の政策の在り方等に左右される場合があること及び裁判の性質上限界があることについては71ページに記載したとおりである。</p>		
測定方法等	<p>1. 測定時期: 平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>個々の訴訟手続の結果は、国が十分な主張・立証に努めても、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。そこで、縮減率(1 - (国の債務の判決による認容額／国の債務に関する判決に係る訴えの請求額))を算出することとした。証務組織が処理した国の債務に関する訴訟(国の債務の適正な縮減を求めた事件)のうち、平成14年度中に言渡しがあり確定した282の判決について縮減率を求めた。</p>		
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>証務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>平成14年度においては、縮減率が94.9%であった。事案が異なることから単純な比較はできないが、前年度に比べると10.4ポイント高くなり、国の債務に関する訴えによる請求額は、判決により、縮減されたと評価できる。今後とも、証務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。</p>		

見直しの有無	なし。
備 考	

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に關係のある争訟の処理		
目 標	<b>基本目標</b> 争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。	<b>指 標</b>	認容率(1 - (租税の賦課処分取消判決の数 / 租税の賦課処分取消請求訴訟の数))
	<b>達成目標</b> 租税の賦課処分の適法性を確保する。		
基本的考え方	租税の賦課処分に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を通して、租税の賦課処分の適法性を確保することを目標とするものである。活動内容は、71ページに記載したとおりである。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	訴訟手続により租税の賦課処分の適法性をどの程度確保できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、訴訟手続により租税の賦課処分の適法性を確保する事案において、関係行政庁との打合せや調査等を踏まえ、国の主張が裁判所に理解され、訴訟手続による租税の賦課処分の適法性が確保されるよう十分な主張・立証に努めているが、例えば当該賦課処分が違法として認められる可能性のあるものであったり、処分の前提となる事実関係についての証拠が乏しい場合など、事案として複雑困難であれば、訴訟手続による租税の賦課処分の適法性の確保が難しくなる場合もあり得る。なお、これらの訴訟が各行政庁の政策の在り方等に左右される場合があること及び裁判の性質上限界があることについては71ページに記載したとおりである。		
測定方法等	1. 測定時期: 平成15年3月31日 2. 測定方法等		

	<p>個々の訴訟手続の結果は、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。そこで、認容率(1 - (租税の賦課処分取消判決の数／租税の賦課処分取消請求訴訟の数))を算出することとした。訟務組織が処理した租税の賦課処分の取消しを求める訴訟のうち、平成14年度中に言渡しがあった215の判決について認容率を求めた。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>平成14年度においては、認容率は94.4%であり、前年度に比べると0.9ポイント低くなった。事案が異なることから単純な比較はできないが、租税の賦課処分の適法性は判決によっておおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に關係のある争訟の処理		
目標	<p><b>基本目標</b></p> <p>争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。</p> <p><b>達成目標</b></p> <p>情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性を確保する。</p>	指標	認容率(1 - (開示(不開示)決定処分取消判決の数／情報公開訴訟の数))
基本的考え方	情報公開訴訟に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を通して情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性を確保することを目標とするものである。活動内容は、71ページに記載したとおりである。		

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性をどの程度確保できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性を確保する事案において、関係行政庁との打合せや調査等を踏まえ、国の主張が裁判所に理解され、訴訟手続による情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性が確保されるよう十分な主張・立証に努めているが、例えは処分が違法として認められる可能性のあるものであったり、処分の前提となる事実関係についての証拠が乏しい場合など、事案として複雑困難であれば、訴訟手続による情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性の確保が難しくなる場合もあり得る。なお、これらの訴訟が各行政庁の政策の在り方等に左右される場合があること及び裁判の性質上限界があることについては71ページに記載したとおりである。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>個々の訴訟手続の結果は、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響を受けることから、目標として具体的な数値を示すことは困難である。そこで認容率(<math>1 - (開示(不開示)決定処分取消判決の数 / 情報公開訴訟の数)</math>)を算出することとした。訟務組織が処理した開示(不開示)決定の取消しを求める訴訟のうち、平成14年度中に言渡しがあった14の判決について認容率を求めた。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の的確な把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、国の主張について裁判所の理解が得られるよう、国として統一的・一元的な訴訟活動を講じた。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>平成14年度においては、認容率は85.7%であった。前年度に比べると35.7ポイント高くなつたが、平成13年度はいわゆる情報公開法が施行されて1年目で、判決はわずか2件であったことから、前年度との単純な比較はできないものの、情報公開訴訟における開示(不開示)決定の適法性は、判決によりおおむね確保されたと評価できる。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実強化に努めたい。</p>
見直しの有無	なし。
備考	



## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に關係のある争訟の処理		
目標	<b>基本目標</b> 訟務事務処理体制を充実強化する。	<b>指標</b>	終了した本訴事件(第一審)の処理期間平均値
達成目標	事件処理を迅速化する。		
基本的考え方	訟讼における迅速な審理の要請に応じて、訟務組織としても、事件処理を迅速化することを目標として訴訟活動を進めているところである。活動内容は、71ページに記載したとおりである。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	事件処理をどの程度迅速化することができるかは、個々の事案の性質や、相手方の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、個々の事案が複雑困難なものであれば、審理に時間を要することになり、また、相手方の訴訟活動のありよう、裁判所の訴訟指揮によって審理が進むものであるから、一方当事者の訴訟活動のみでは事件処理の迅速化が難しくなる場合がある。これらの事案の性質や相手方の訴訟活動のありよう及び裁判所の訴訟指揮といったものは、訟務組織では統制できないものである。		
測定方法等	<p>1. 測定時期: 平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> 訟讼の特質として個々の事案の性質や、相手方の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮といった外部要因に多大な影響を受けざるを得ないことから、目標として具体的な数値を示すことは非常に困難である。そこで終了した本訴事件(地裁の第一審)の処理期間の平均値を算出することとした。訟務組織が処理した本訴事件のうち、平成14年度中に地裁で言渡しがあった831件の第一審判決から、昨年度と同様、300件を無作為抽出して処理期間の平均値を求めた。		
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> 訟務組織は、各事件の処理に当たって、それぞれの訴訟案件について事実関係の早期の把握のため、十分な調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、適時・適切な主張立証に努め、もって事件処理の迅速化に努めた。 <hr/> <p>2. 評価結果</p> 平成14年度においては、処理期間の平均は897.0日となった。事案が異なることから単純に比較することはできないが、前年度に比べて数値上131.7日短くなった。今後とも、訟務事務処理に必要な人的・物的資源の充実		

	強化に努めたい。
見直しの有無	なし。
備考	